

令和6年度精神科救急医療体制整備事業について

1 現状

本県では、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などによる緊急な医療を必要とする精神障害者等が、迅速かつ適切な医療を受けられるように、平成31年1月16日から県立精神医療センターが深夜早朝（22時から翌日9時まで）の時間帯に対応することにより、民間医療機関と連携した24時間365日における切れ目のない医療提供体制が整備された。

本県の精神科救急医療体制については、精神科救急医療圏域を全県1圏域としており、指定された県内26病院による病院群輪番型により実施している。

なお、本事業は、公益社団法人宮城県医師会及び地方独立行政法人宮城県立病院機構への委託により実施している。

【精神科救急医療確保】

	9:00	17:00	22:00	9:00
月～金	各病院		センター	
土	輪番病院1ヶ所			
休日	輪番病院2ヶ所			

- ・土曜日の日中（午前9時～午後5時）：26病院のうち1日1病院
- ・日曜日・祝日の日中（午前9時～午後5時）：26病院のうち1日2病院
- ・通年夜間（午後5時から翌午前9時）：県立精神医療センター

2 令和6年度の精神科救急医療体制整（案）について

現状の運用を変更せず「病院群輪番型」により輪番制を基本とするが、病院群輪番型において対応困難となった場合に備えるものとして「常時対応型」を指定することにより、輪番制と常時対応型の併用による体制とする。

については、国の精神科救急医療体制整備事業実施要綱に定める常時対応型の要件を満たす医療機関が、常時対応型の指定を希望した場合に県が指定を行うこととする。

なお、常時対応型病院は、当番病院において別件の救急患者受入等により対応が困難になっている場合など、当番病院での受入れが困難な場合には、当番病院と連携をとり患者を受け入れるものとする。

《以下の要件に合致するものとして申出のあった病院を指定し、当番表に記載》

【常時対応型の要件】

- ① 24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置し受入れ体制を整備した病院や1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院。
- ② 診療報酬において、「精神科救急急性期医療入院料」又は「精神科急性期治療病棟入院料」、「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っている。
- ③ 診療応需の体制（入院が必要な患者の受入を含む。）を整えている。
- ④ 保護室、診察室、面会室及び処置室を有する。

3 今後の運用について

これまで県立精神医療センターを含む「病院群輪番型」指定病院による輪番体制については、公益社団法人宮城県医師会への委託契約に基づき、一般社団法人宮城県精神科病院協会が医療体制調整事務として、当番病院の調整及び当番表の作成を行ってきた。

この度、一般社団法人宮城県精神科病院協会から同業務の継続実施ができない旨の申し出があったことから、以下のとおり対応する。

- ・令和5年11月～12月
県から医療機関に対し、「病院群輪番型」として医療体制に参加する意向を照会
- ・令和6年2月
令和6年4月から令和6年10月までの当番病院の調整及び当番表作成
- ・令和6年8月
令和6年11月から令和7年3月までの当番病院の調整及び当番表作成

《宮城県精神科救急医療対策事業応需体制当番表》

※当番表は、非公表となっておりますので、取り扱いについては御留意下さい。

令和 年 月・ 月分

当 番 日	当 番 病 院		常時対応型病院※
月 日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	〇〇病院
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (祝)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
月 日 (祝)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (祝)	〇〇病院	〇〇病院	
日 (土)	〇〇病院	/	
日 (日)	〇〇病院	〇〇病院	

※常時対応型病院とは

当番病院での受入れが困難な場合に対応する病院で、24時間365日、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、緊急に医療を必要とする精神障害者等に対して診察を行う病院です。